

「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」の概要

平成 15 年 6 月 11 日

総務省自治行政局

1 指針の位置付け

- 市町村合併特例法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに 2 年を切ったこの時点において、急速な進展を見せている市町村合併の動きに応じ、全国各地の市町村合併の取組が迅速かつ着実に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、取組の一層の強化を要請。
- 11 年指針（平成 11 年 8 月 6 日）、13 年指針（平成 13 年 3 月 19 日）及び 14 年指針（平成 14 年 3 月 29 日）に続き 4 回目の指針となる。

2 指針のポイント

(1) 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

- 平成 11 年指針に基づき都道府県が策定した「市町村の合併のパターン」について、各都道府県における市町村合併の推進状況等を踏まえフォローアップを実施し、次の事項について 8 月末までに提出。
 - ① 策定後の市町村合併の実績、法定協議会等の設置状況等
 - ② 今後の法定協議会の設置予定等
 - ③ 法定協議会設置の見込みがたっていない地域についての都道府県としての見通し
 - ④ 平成 17 年 3 月 31 日時点における都道府県内の市町村の状況についての見通し(分かりやすく地図上に示す)

(2) 都道府県における市町村合併の支援策等

- 枠組み未定地域に対する都道府県による積極的な支援
 - ・ 枠組み未定地域に対して、市町村合併特例法第 16 条第 4 項に基づく必要な助言等及び市町村合併特例法第 16 条第 5 項に基づく必要な調整を実施。
 - ・ 地方自治法第 252 条の 2 第 4 項及び市町村合併特例法第 16 条の 2 第 1 項に基づき合併協議会の設置の勧告を行うことを積極的に検討。
- 合併重点支援地域の指定の拡大
 - ・ 合併重点支援地域の指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成 15 年度の可能な限り早期の指定を検討。
- 都道府県による市町村合併に対する支援策の充実
 - ・ 都道府県支援本部支援プランの改定等による市町村合併への支援措置の充実。
 - ・ 地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により都道府県知事の権限をパッケージ化して合併市町村へ移譲することについて積極的に取組。

- 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県の役割
 - ・ 合併協議を進展させる上での都道府県の役割（法定協議会への人的支援、具体的協議に対する助言等、市町村等からの相談に応じやすい体制の整備）
 - ・ 廃置分合手続の迅速化
 - 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報
- (3) 市町村の自主的・主体的な取組
- 市町村の取組状況の公表
 - 合併協議会の設置と運営
- (4) 国による市町村合併の推進のための支援措置
- 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充による個別地域に対する重点的な取組
 - ・ 総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組・拡充し、本部内に「市町村合併相談センター」を新設し、個別具体の相談・情報提供を実施。
 - 市町村合併支援プランに基づく事業の実施
 - 市町村合併に関する積極的な広報の展開
 - 市町村合併を推進するための法的対応
 - ・ 現行の市町村合併特例法の経過措置
 - ・ 市町村合併推進のための新たな法律の制定